

## 千葉県立保健医療大学学科等運営会議規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第17条第3項の規定により、学科運営会議及び共通教育運営会議（以下「学科等運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 学科等運営会議は、各学科及び共通教育担当教員の教育研究活動に関する事項について協議する。

### (構成)

第3条 学科運営会議は、当該学科に所属する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）をもって構成する。

2 共通教育運営会議は、共通教育を担当する専任の教員をもって構成する。

### (共通教育運営会議の会長)

第4条 共通教育運営会議に会長を置く。

2 会長は、学長が共通教育運営会議に所属する教授の中から、当該会議及び健康科学部教授会（以下「教授会」という。）の意見を聞いて指名する。

3 会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、事故等により会長が欠員になった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 学科等運営会議は、各学科の学科長及び共通教育運営会議の会長（以下「学科長等」という。）が招集し、その議長となる。

2 学科長等に事故があるときは、学科長等があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議の成立及び議事)

第6条 学科等運営会議は、構成員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 学科等運営会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (構成員以外の者の出席)

第7条 学科長等は、必要に応じ、構成員以外の者に学科等運営会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (報告)

第8条 学科長等は、必要に応じ、学科等運営会議の協議結果を学長及び教授会に報告するものとする。

### (専攻運営会議)

第9条 リハビリテーション学科に、当該学科の各専攻の教育研究活動に関する事項について協議するため、各専攻に所属する教員で構成する専攻運営会議を置くことができる。

2 専攻運営会議は、各専攻の専攻長が招集し、その議長となる。

3 専攻長は、必要に応じ、専攻運営会議の協議結果を学科運営会議及び教授会に報告するものとする

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学科等運営会議及び専攻運営会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成21年5月18日から施行する。